



武器輸出解禁

自民党・公明党の与党は、ライセンス生産で生産される武器のライセンス元の国への輸出を解禁することで合意しました。これまでの防衛装備品移転三原則では、紛争当事国への武器の移転は禁止されていましたが、ライセンス元のアメリカへの武器輸出が解禁されれば、アメリカからウクライナなどへの紛争当事国への武器の移転が可能になります。日本はこれまで平和憲法の下で武器の輸出を禁止してきましたが、このような安全保障上の重要な政策を、国民の理解を得るプロセスもなしに、国会での審議もなされずに与党の協議だけで決定することは、民主主義を無視した行為であり、日本国憲法の理念に違反するものと言わざるを得ません。



殺傷武器の輸出解禁に反対する
共同声明を発表する川崎哲氏（中央）ら

殺傷能力のある武器輸出解禁に対しては、日本全国から反対の声が上がってきています。憲法学者や市民団体の有志らが、殺傷能力のある武器の輸出解禁に反対

する共同声明を発表しました。日本がこれまでの平和国家から世界中に武器を輸出する死の商人のような国家になったら、その外交的なマイナスははかりしれません。明らかに憲法違反となる武器輸出の解禁に対しては、国民の広範な反対の声を結集していかなければなりません。

イスラエルによる ガザ地区軍事侵攻

10月24日に国連のアントニオ・グテーレス事務総長が、イスラエルによるガザ地区の空爆と封鎖を「国際人道法違反」と指摘し、27日には国連総会で「持続的な人道目的の休戦」を求める決議が120カ国の圧倒的多数による賛成で採択されたにもかかわらず、イスラエルは戦車による軍事侵攻を開始しました。パレスチナの停戦を実現させる可能性がもっとも高いのはアメリカですが、アメリカのバイデン政権はイスラエルへの軍事支援の姿勢を継続しており、パレスチナの停戦の動きは見えません。

ん。ウクライナでは侵略される側に立ったアメリカですが、パレスチナでは侵略する側に立って軍事支援を継続しており、ダブルスタンダード（二重基準）のそしりを免れません。

イスラエルのガザ地区侵攻は、戦争というよりも虐殺の様相を呈しており、世界中の多くの市民から即時停戦を求める声



ガザへの攻撃中止などを訴え
デモを行う参加者ら

が上がっています。1948年の第1次中東戦争以来、パレスチナの地には戦火が絶えず、住民は塗炭の苦しみを味わってきましたが、この紛争の種をまいた国連や欧米の主要国は、パレスチナ紛争を解決する有効な手立てを講じることなく長い間放置してきました。世界に冠たる憲法九条を有し、平和を愛する日本国民は、同盟国のアメリカや欧米諸国に働きかけ、イスラエルの軍事侵攻を思いとどまらせるための努力をするべきです。

（樫）

岸田流「適材適所」？ 閣僚更迭止まらず

昨年第一次岸田内閣では秋葉復興大臣など2か月で閣僚4人が更迭された。いずれの時も総理は「任命責任は重い」などといいながらもかばい続けた挙句に追い詰められて更迭。人気回復を狙った改造内閣では女性大臣を入れたが、副大臣や政務官には女性ゼロ。その中から1か月で3人も辞任という無残。しかもその原因がお粗末すぎる。

子供たちの教育を預かる文部科学政務官の山田太郎氏は女性問題で、柿沢未途氏は公選法違反事件に関与した疑惑で法務副大臣を辞任。民主政治の仕組みを守るはずの地位だ。さらに税金滞納を認めた神田憲次財務副大臣は税、財政を仕切る役割だったはず。こんな不祥事が続いても「適材適所だ」と言い張っていた岸田内閣の下で国会審議が停滞し、地方選や衆参の補欠選挙で苦杯をなめ、内閣支持率の低下は止まらない。所得税減税の経済対策も、有権者に引き続く増税を見透かされて効果なし。それでもNHK世論調査で「ほかの内閣よりよさそうだから」と支持を答える方はどんな内閣と比較したのだろう。

新憲法施行と学徒の覚悟 足中（足利中学校）五の二 山本鉦太郎

（ニュースNo. 212よりつづく）

さて今回の憲法を見ると一貫して流れるのは民主主義的精神である。前文の初めにわが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し云々とある。この自由という言葉を強調する所以は自由思想が民主主義と並行して切っても切れない関係にあるからだ。

今度の憲法によって我々学徒にもこれまでにない自由を与えられた。学園の自由と言うのは今日に至って初めて言えるのであって今までの学徒に比べれば太陽



と星のようなものである。そう思うと我々はまだ幸福である。

我々学徒の中には理由なき戦争の犠牲となって戦場へ工場へと強いられたことに悲憤を感じ、自暴自棄になっているものもあれば敗戦と言う現実に自分の目標さえ失って将来に希望を失い、焦燥と懐疑にさまよっているものもある。しかし今の私たちには自由がある。故にいたづらに不幸を悲しむべきではない。この悲境のどん底から歯を食いしばって立ち上がり、再建に血みどろの努力を傾注しなければ日本は再建されないのである。

憲法の第三條に学問の自由はこれを保障するとあって、極めて簡潔であるが研究並びに学問の自由を許し、従来のように大学が官憲に傾使される弊風はなくなった。元来わが国の教育を支配しているイデオロギーは国防国家の四字につきていて、大学より小学校に至るまで国民は戦争の器具であると言う主張で指導され教育されてきたが、今後はこの点を改める必要があり、今までの虚偽と迷妄なる教育から、真実に根ざした教育が必要である。この事はただ単に指導者のみではなく、我々学徒も充分このことを認識しないと、また戻って同じ憂目を見ることになる。

その他言論の自由、出版や集会、宗教の自由などもあるが、よくよく考えてみると自由になればなるほど責任も大となる。つまり自由と責任は比例するというのである。我々は今こそ真の自由に目覚めて責任ある行動し、道徳、礼儀の備わった知性のある進取の気性に富んだ自由人にならなければならない。

また民主主義は自由と相並んで人間の平等を要求している。自由解放と言うことが必ずしも平等の地位を保証しないのは各人の能力が平等でなく、欲望もまた同一でないからである。この場合の平等とは全ての人の

が法律のうえで平等であることを意味し、貴族の特権も奪われ、四民ひとしく政治に参加することができるということである。

ここにおいて封建時代の百姓の子は百姓、町人の子は町人というような時代の観念から、一大飛躍し、いかなる人も機会均等で能力に応じて色々の地位につけるのである。いかなる時代でも無力は依然として無力者であり、怠惰なるものは依然として怠惰で、学問的教養のないものは依然として文盲である。このことをよく考えてますます学問に精進せねばと思う。これはただ単に学徒だけでなくあらゆる人にも言えることである。

また今度の戦争放棄によって文化と言うことが非常に重要視され、第25條にも全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとある。およそ文化のない民族は自然の奴隷であって、もし、人間が禽獣のごとく群居棲息して自然のままに存続したただ生命を維持しているだけと言うのであれば。文化も国家も社会の組織もいらない。

しかし人間の生活は禽獣虫魚の生活とはその意義を異にしている。人間には智も情もあり、しかもそれは人間の社会生活によって無限に啓発されるもので、それにはどうしても文化が必要となる。

文化は民族的なものであり、国家的なものである。文化には良質的なものもあれば悪質なものもあり、その文化と偽文化が混在し、国家としてはその見極めが大事だ。以上のごとく文化の持つ意義は実に大であり、我々青年学徒はそのことを認識して遠大な理想をもって困難に立ち向かわねばならないと思う。

憲法が改正され再出発したが、それはいかなる内容と雄渾な文字をもって書き綴っても、所詮それは青写真のようなもので単なる文字に過ぎない。国民が憲法を目指す方向を理解してその精神を体得するにあらざれば、日本の再生はできない。

基本的人権を尊重して民主国家を確立し、文化国家として国民の道義的水準を高揚せねばならぬ。わが日本は、今こそ、軍国に捧げた力を文化の進展につくし、世界に奉仕すべき秋が到来した。

われわれは勇を鼓し、艱苦を恐れず、屈せず、厭わず、心をゆたかにして憲法の前文にあることをよくわきまえ、我々学徒の胸に燃ゆる熱と鉄の如き意志をもって国家再建に尽くしたいと思う。 終

昭和22年5月18日書 山本鉦太郎

「九条の会・流山」宣伝と署名

◆12月9日(土) 15:30

おおたかの森駅 自由通路

~~~~~

カンパはこちらの郵便振替口座へ

00130-5-464735 口座名 九条の会・流山